

## 公共工事等における入札及び契約に係る苦情対応要領

(平成 14 年 7 月 30 日 14 監第 224 号)

(最終改正 平成 26 年 7 月 8 日 26 契検第 52 号)

本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)の趣旨を踏まえ、長野県が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「工事等」という。)における入札及び契約の過程に関する苦情への対応について、必要な事項を定める。

(対象となる工事等)

第 1 この要領による苦情対応の対象となる工事等は、次に掲げるもの(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号)の適用を受けるものを除く。)とする。

- (1) 一般競争入札によるもの
- (2) 受注希望型競争入札によるもの
- (3) 公募型指名競争入札によるもの
- (4) 意向確認型指名競争入札によるもの
- (5) 参加希望型競争入札によるもの
- (6) 上記(3)及び(4)以外の指名競争入札(以下「指名競争入札」という。)によるもの
- (7) 随意契約によるもの

(苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第 2 発注機関の長に対し、苦情の申立てができる者、申立てができる範囲及び説明を求めることができる事項は次のとおりとする。

### (1) 一般競争入札

一般競争参加資格等確認申請書及び資料を提出した者のうち、一般競争参加資格等確認結果書を受理した者で、参加資格等がないと認められたことに不服がある者は、当該参加資格等がないと認められた理由

### (2) 受注希望型競争入札

ア 入札書を提出した者のうち、入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で、入札参加資格要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該入札参加資格要件を満たさないと認められた理由

イ 受注希望型競争入札のうち、総合評価落札方式によるものについて、価格以外の評定について不服がある者は、当該評定の理由

### (3) 公募型指名競争入札

技術資料を提出した者のうち、非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、非指名理由

### (4) 意向確認型指名競争入札

ア 当該入札と同一業種・等級に入札参加資格を有する者のうち、当該工事の簡易技術資料の提出を求められなかったことに対して不服がある者は、簡易技術資料の提出を求められなかった理由

イ 簡易技術資料を提出した者のうち、非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、非指名理由

(5) 参加希望型競争入札

申請資料を提出した者のうち、非承認理由の通知を受理した者のうち当該非承認理由に対して不服のある者は、非承認理由

(6) 指名競争入札

当該建設工事（以下「工事」という。）と同一業種・等級に入札参加資格を有する者及び当該建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「業務」という。）に入札参加資格を有する者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、非指名理由

(7) 随意契約

250万円を超える工事に関して当該工事と同一業種に入札参加資格を有する者及び100万円を超える業務に関して当該業務に入札参加資格を有する者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服のある者は、非選定理由

(8) 落札候補者

第1の(1)から(7)までの入札・契約方式において落札候補者となった者のうち、発注者の積算の誤り等自らの責によらない事由により入札の執行が中止になったとき、その理由について不服のある者は、当該理由

(9) 低入札価格調査

低入札価格調査の結果、落札者としめない旨の通知を受理した者で、当該調査の対象となった入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた理由に対して不服のある者は、当該理由

(苦情申立ての方法)

第3 苦情の申立ては、次に掲げる日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、ただし、第2(2)イ及び(8)の苦情にあつては3日（休日を含まない。）以内に、書面（別紙様式1（以下「苦情申立書」という。））により、発注機関の長に対して行うことができるものとする。

(1) 第2(1)に掲げる苦情にあつては、一般競争参加資格等確認結果を通知した日

(2) 第2(2)アに掲げる苦情にあつては、入札参加資格要件不適合通知書を通知した日、第2(2)イに掲げる苦情にあつては、価格以外の評価を公表した日

(3) 第2(3)に掲げる苦情にあつては、非指名理由を通知した日

(4) 第2(4)に掲げる苦情にあつては、指名業者名の公表を行った日又は非指名理由を通知した日

(5) 第2(5)に掲げる苦情にあつては、非承認理由を通知した日

(6) 第2(6)に掲げる苦情にあつては、指名業者名の公表を行った日

(7) 第2(7)に掲げる苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日

(8) 第2(8)に掲げる苦情にあつては、入札中止の公表をした日

(9) 第2(9)に掲げる苦情にあつては、落札者としめない旨の通知をした日

(苦情申立てへの回答)

第4 苦情の申立てがあつた場合は、発注機関の長は苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（様式第2号。（以下「回答書」という。））により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等やむを得ない理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2(2)イ及び(8)に掲げる苦情の申立があった場合は、発注機関の長は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に回答書により回答するものとする。

3 発注機関の長は、前2項の規定により回答したときは、苦情申立書及び回答書の写しを主務部長に送付するものとする。

(苦情申立ての却下)

第5 発注機関の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下することができるものとする。

2 苦情申立ての却下は、申立者に対して書面(様式3号(以下「却下通知書」という。))により通知するものとする。

3 発注機関の長は、前項の規定により通知したときは、却下通知書の写しを主務部長に送付するものとする。

(苦情申立てについての教示)

第6 苦情申立てができることの教示を次のとおり行うものとする。ただし、この要領における対象工事等に限る。

(1) 一般競争入札にあつては、一般競争入札公告に第2(1)に掲げる苦情申立てができることを教示する。

(2) 受注希望型競争入札にあつては、入札公告に第2(2)アに掲げる苦情申立てができることを教示し、そのうち総合評価落札方式によるものについては、さらに第2(2)イに掲げる苦情申立てができることを教示する。

(3) 公募型指名競争入札にあつては、技術資料作成要領に第2(3)に掲げる苦情申立てができることを教示する。

(4) 意向確認型指名競争入札にあつては、第2(4)に掲げる苦情申立てができることを簡易技術資料提出に係る通知又は閲覧による方法等により教示する。

(5) 参加希望型競争入札にあつては、入札参加申請書の受付に係る揭示例に第2(5)に掲げる苦情申立てができることを教示する。

(6) 指名競争入札にあつては、第2(6)に掲げる苦情申立てができることを閲覧による方法等により教示する。

(7) 随意契約にあつては、第2(7)に掲げる苦情申立てができることを閲覧による方法等により教示する。

(8) 第1の(1)から(7)までの入札・契約方式については、第2(8)に掲げる苦情申立てができることを教示する。

(9) 低入札価格調査にあつては、落札としない旨の通知に、第2(9)に掲げる苦情申立てができることを教示する。

(苦情処理手続に係る明示)

第7 第2から第5までに係る手続きについては、閲覧による方法等により明示するものとする。

ただし、この要領における対象工事等に限る。

(苦情処理結果の公表)

第8 発注機関の長は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した苦情申立書及び回答書を、閲覧による方法等により速やかに公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(再苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第9 第4の回答書を受理した者が、回答書による説明に不服があるときは、知事に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情申立ての方法)

第10 再苦情の申立ては、発注機関の長が第4の回答書を通知した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面(様式4(以下「再苦情申立書」という。))により知事に対して行うことができるものとする。

2 再苦情の申立てがあった場合は、知事は速やかに長野県契約審議会(以下「審議会」という。)に概ね50日以内で答申の期限を定めて諮問するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第11 知事は、再苦情申立者に対し、審議会の答申を踏まえた上で、審議会から答申を受けた日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面(様式5(以下「再苦情回答書」という。))により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは、申立てが認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い発注機関の長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し回答するものとする。

(再苦情申立ての却下)

第12 知事は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に申立てを却下することができるものとする。

2 再苦情申立ての却下は、再苦情申立者に対して書面(様式6)により通知するものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第13 回答書には、再苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

(再苦情処理手続に係る明示)

第14 第9から第12までに係る手続については、回答書に記載して明示するほか閲覧による方法等により明示するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第15 知事は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立書及び再苦情回答書を当該発注機関において、閲覧による方法等により速やかに公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(入札手続の執行)

第16 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札の執行を妨げないものとする。

但し、第2(2)イ及び(8)、(9)に掲げる苦情については、第4の回答までの期間は入札の執行を中断するものとする。

## 附 則

1 本要領は、平成14年11月18日から適用する。

2 本要領による措置は、施行日前において、入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

本要領は、平成 14 年 11 月 18 日から適用する。

附 則

本要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本要領は、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。
- 2 この要領施行の際、改正前のこの要領第 10 第 2 項の規定により、現に受理している再苦情の申立てについては、なお従前の例による。